

### 避難行動要支援者名簿 (同意方式名簿)への登録を受付 災害時の避難に支援が必要な方は区に届出を

区では、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方を掲載した「避難行動要支援者名簿」を毎年度更新しています。更新にあたり、地域団体等に提供する「同意方式名簿」への登録を希望する方の届出を受け付けます。

#### 同意方式名簿への登録届出方法

今年度の名簿に登録するには、5月31日(火)までに手続きしてください。

「受付窓口」区役所(福祉課、防災課、障害者支援課)、保健所保健予防課、各保健相談所、各長寿サポートセンター

「提出書類」江東区避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書

※区ホームページから提出書類をダウンロードして郵送でも届出できます。郵送の場合は〒135-8383区役所福祉課福祉管理係へ郵送いただき、電子申請の場合は区ホームページから届出ください。

#### 区で名簿登録の対象としている方

- ①75歳以上で一人暮らし、または75歳以上の方のみの世帯
- ②介護保険制度の要介護3～5に該当する方(特別養護老人ホームに入所している方は除く)
- ③身体障害者手帳の肢体不自由(各個別等級) 1・2級、視覚障害および聴覚障害の1・2級に該当する方
- ④愛の手帳の1・2度に該当する方
- ⑤前記①～④に該当していない

災害協力隊等は、届出された方の具体的な避難支援の方法を検討した個別の避難支援計画(個別計画)を作成します。個別計画作成のため、災害協力隊等がご自宅へ連絡したり、訪問や郵送などによる調査等を行ったります。

「避難行動要支援者に関すること」福祉課福祉管理係

「個別計画および区の防災対策に関すること」防災課災害対策係

#### 避難行動要支援者名簿の登録対象および提供団体等

名簿種別	名簿登録対象者	提供団体等
関係機関共有方式名簿	区で名簿登録の対象としている方(上記①～⑤)	○消防署 ○警察署 ○社会福祉協議会 ○拠点避難所(区立小・中学校等)
同意方式名簿	①～④のうち、名簿の外部提供に同意(登録届出)した方および⑤の方	○災害協力隊等(町会、自治会、マンション管理組合等を母体として組織される自主防災組織) ○民生・児童委員 ○長寿サポートセンター

※各団体には管轄・担当区域の名簿を提供します。

### マイナンバー制度に基づく 特定個人情報保護評価書 (素案)への意見募集

5/20(金)まで

区では、国のマイナンバー(社会保障・税番号)制度に基づき、「特定個人情報保護評価」を実施しています。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」「マイナンバー法」により、皆さんのご意見を募集します。

特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う事務について、個人のプライバシー等の権利利益へ及ぼす影響を事前に予測し、特定個人情報情報の漏えい等その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを「特定個人情報保護評価書」に記載

「特定個人情報保護評価書」について、次の事務の変更に伴う評価の実施にあたり、公表済みの評価書の変更案(素案)を作成しました。

「予防接種に関する事務」全項目評価書(素案) 変更点:接種証明書の交付方法の追加や他市区町村への接種記録照会の運用の変更等

認定AFP、つながるHappy Life Labo代表) 幼児(1歳6か月～就学前)10人程度(無料・申込時要予約) ※1歳6か月未満のお子さんと別室で一緒に受講できます(若干名)。申込時にあわせて申してください。

「申込順」(申込順) 無料 山口みのり(日本FP協会)

「申込順」(申込順) 無料 山口みのり(日本FP協会)

「申込順」(申込順) 無料 山口みのり(日本FP協会)

評価書の内容 (全項目評価書) I 基本情報 対象となる事務の詳細な内容、事務で使用するシステムの機能、特定個人情報を取り扱う法的根拠等 II 特定個人情報ファイルの概要 事務で取り扱う特定個人情報ファイルについて、対象者の人数・範囲・記録される項目および情報の入手・使用・委託・提供・保管・消去等の取扱いのプロセスの概要 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクに対して詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置 IV その他のリスク対策 自己点検、監査、従事者に対する教育・啓発等のリスク対策 V 開示請求、問合せ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等 VI 評価実施手続 住民からの意見聴取、第三者点検等、特定個人情報保護評価の各手続の実施方法等

「募集期間」 4月21日(木)～5月20日(金) 必着 「提出方法」 ①氏名②住所③ご意見④区外の方は在勤・在学等を記入し、〒135-8383区役所広報広聴課情報公開個人情報保護担当(区役所2階21番)へ郵送、ファクスまたは持参※区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません)。

今後のスケジュール 今回のご意見を踏まえて必要な見直しを行い、有識者による第三者点検を経て6月末までに国の機関である個人情報保護委員会へ評価書を提出し、公表を行う予定です。

「特定個人情報保護評価」についての問合せ先 広報広聴課情報公開個人情報保護担当

「特定個人情報保護評価」についての問合せ先 広報広聴課情報公開個人情報保護担当

「特定個人情報保護評価」についての問合せ先 広報広聴課情報公開個人情報保護担当

「特定個人情報保護評価」についての問合せ先 広報広聴課情報公開個人情報保護担当

「特定個人情報保護評価」についての問合せ先 広報広聴課情報公開個人情報保護担当

「特定個人情報保護評価」についての問合せ先 広報広聴課情報公開個人情報保護担当

